



ふるさと 融資



一般財団法人

地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

Japan Foundation For Regional Vitalization

～当財団は設立から30年を迎えます～

このパンフレットは、宝くじの社会貢献広報事業として作成されたものです。



全国各地で

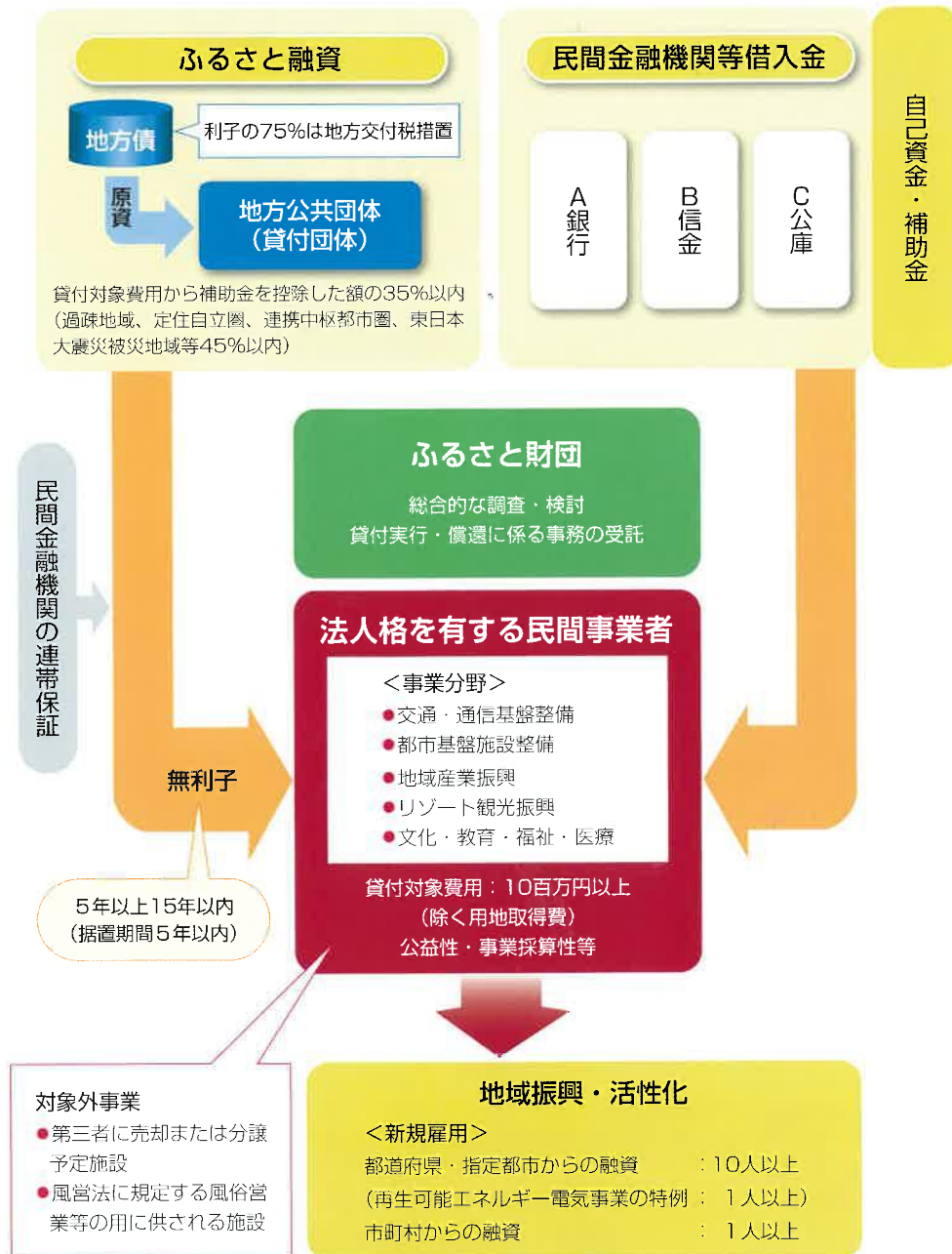
「ふるさとと融資」が

地域の活力となっています

ふるさとと融資（地域総合整備資金貸付）とは・・・

地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度で、当財団において事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行っています。

ふるさとと融資概念図



ふるさと融資制度の概要

- 対象事業者 = 法人格を有する民間事業者
- 貸付団体 = 地方公共団体
- 対象事業 = 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、雇用が増えること
- 対象費用 = 設備の取得等に係る費用
- 融資期間 = 5年以上15年以内
(うち据置期間5年以内)
- 貸付利率 = 無利子

ただし、民間金融機関等の連帯保証（保証料）が必要

ふるさと融資の平成元年度から平成29年度までの累計実績は以下のとおりです。

事業数	3,974件
設備投資総額	約7兆7,245億円
融資額	約9,748億円
雇用増	約16.9万人

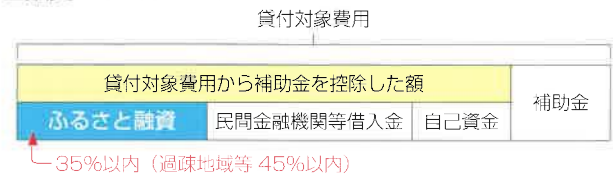
■要件一覧（融資比率・限度額・雇用要件）

単位：億円

		通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏・連携中枢都市圏 東日本大震災被災地域	
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域		
都道府県・指定都市	融資比率	35%		45%		45%*	
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5*
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2*
	雇用	10人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上					
その他市町村	融資比率	35%		45%		45%	
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
	雇用	1人以上					

※…但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については、都道府県は対象外。

■融資比率・算定基礎のイメージ



ふるさと融資の事務と資金の流れ

融資の適否の決定までの手続き



②総合的な調査・検討依頼
依頼に必要な書類の締切は年3回（4月下旬、7月中旬、11月下旬の予定）です。

④-a 起債同意等
地方公共団体は、予算措置および起債の同意・届出の手続きが必要です。

貸付実行と償還の流れ（資金の流れ）



- ①申込
- 地方公共団体は、民間事業者から事業計画を聞き取り、「相談メモ」を活用して、ふるさと財団に事前相談してください。また貸付要綱を制定しておく必要があります。
 - 民間事業者は、融資申込みまでに、事業計画、保証金融機関、民間金融機関等借入先を決定しておく必要があります。

Q1

どこから融資を受けるのか？申込先は？

地方公共団体（都道府県又は市町村）が、ふるさと財団の総合的な調査・検討の結果に基づいて、融資を行います。ふるさと融資の申込先は事業地の都道府県又は市町村になります。

Q2

ふるさと財団の役割は？

以下の2点が主な役割です。

- ①地方公共団体の依頼により、ふるさと融資案件の総合的な調査・検討を行います。
- ②ふるさと融資の貸付実行から最終償還に至るまでの事務を地方公共団体から受託（無償）して行います。

Q3

融資を受けることができるのは？

法人格を有する民間事業者で、中小企業のみならず広く対象となります。

例：株式会社、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、協同組合、農業協同組合、農事組合法人など。第三セクター（100%国・地方公共団体出資除く）も対象となります。

※ただし、金融業を営む者（銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等）は対象事業者には含まれません。

Q4

融資対象事業の要件は？

地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象となりますが、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ①公益性、事業採算性等の観点から実施されること。
- ②事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること。
都道府県・指定都市から融資を受ける場合…10人以上
市町村（指定都市を除く）から融資を受ける場合…1人以上

※1 地域経済に影響の大きい工場等の買取りについて、その買取りが行われなければ失われるおそれがある雇用の維持・確保が見込まれる場合、その人数を新規雇業者数に算入できます。

※2 直接雇用のほか、テナントや業務委託等による雇用等の間接雇用やパート（常勤換算）も雇用人数に算入することができます。

③用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上。

④用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること。

ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外されます。

- ・第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

Q5

融資対象となる費用は？

次の費用が対象となります。

①設備の取得等に係る費用

…「設備の取得等」は次のものをいいます。（運転資金は含まれません。）

- ・施設・建物の建設、取得、整備、改良及び補修
- ・事業に不可欠な機械装置など動産の取得
- ・土地の取得及び造成
- ・上記とあわせて取得される無形固定資産

②試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用

…「付随費用」とは対象事業の着工後から完了までに支出する費用のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するものをいいます。

なお、付随費用に対する貸付額は、原則、対象事業一件当たり貸付額の総額の20%未満となります。

※消費税は対象外となります。

Q6**融資限度額はいくら？**

都道府県・指定都市から融資を受ける場合は 42 億円、市町村から融資を受ける場合は 10.5 億円です。いずれも貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の 35% が上限です。

※事業地が過疎地域、定住自立圏、東日本大震災被災地域等については限度額及び融資比率を引き上げ。

Q7**融資対象となる期間は？**

工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する 4 年以内が融資対象期間となります。

Q8**複数年度にわたる事業について、毎年、申込等手続きが必要ですか？**

民間事業者が希望し、地方公共団体が必要と認める場合、財団は次年度事業分の調査・検討を行います。その場合は、次年度に申込等の手続きは必要ありません。

Q9**工事が複数年度にわたる事業において、複数年度分を一括して最終年度に融資を受けることは可能ですか？**

原則として年度ごとに申請し貸付実行を行うものとしませんが、民間事業者が希望し地方公共団体もこれを認める場合については、複数年度分の事業費を最終年度の事業費に算入し、最終年度に複数年度分を一括してふるさと融資を実行することは可能です。

Q10**民間金融機関等からの借入を行わずに、ふるさと融資を利用することはできますか？**

利用できません。必ず民間金融機関や政府系金融機関等からの借入をしていただく必要があります。

Q11**事業着手後でも対象になりますか？**

地方公共団体が地域振興に貢献すると認める場合は、事業着手後であっても貸付対象事業とすることができます。ただし、事業完了後に協議があった場合は認められません。

Q12**貸付実行の時期は？**

基本的には、当該年度の対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入がともに完了したあとに貸付実行になります。貸付団体が特に必要と認める場合は、対象事業費のうち、大きなウェイトを占める建設費・設備費の支払日の概ね 1 か月前の日以降の日において貸付実行することができます。

Q13**償還方法は？**

元金均等半年賦償還（半年ごとの元金均等返済）です。

Q14**ふるさと融資の融資比率は、償還完了まで維持しなければなりませんか？**

融資比率は、ふるさと融資の実行時には順守されなければなりません。償還完了まで維持する必要はありません。

平成 27 年度からの改正について

平成 27 年 4 月から以下のような制度改正を行っています。積極的にご活用ください。

▶ 貸付対象費用の下限及び雇用要件の引き下げ

貸付対象費用の下限について、25 百万円から 10 百万円へ引き下げるとともに、市町村（指定都市を除く）から融資を受ける場合の雇用要件について 5 人以上から 1 人以上に引き下げました。

▶ 連携中枢都市圏における特例措置

新たに「連携中枢都市圏」内において、連携中枢都市圏形成に係る連携協定又は連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組みに対して、定住自立圏と同様の融資比率及び融資限度額を適用することとなりました。

▶ 民間事業者の保証料負担の軽減

地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して地方交付税措置（補助金の 75%）が講じられることとなりました。

ふるさとと融資事例

閉校となった小学校を改修し、地域包括ケアの拠点として共生社会を目指す

小学校跡施設利活用事業

北海道 北広島市 (事業者: 社会福祉法人北海長正会)



総事業費
546 百万円
ふるさと融資
125 百万円
新規雇用者
38 人
貸付団体
北広島市

地域の木材資源を活用して、再生可能エネルギー事業を推進

木質バイオマス発電事業

青森県 平川市 (事業者: 株式会社津軽バイオマスエナジー)



総事業費
2,625 百万円
ふるさと融資
946 百万円
新規雇用者
15 人
貸付団体
平川市

環境に配慮した新工場で、我が国最高の技術を駆使した食酢を製造

食酢製造工場建設事業

長野県 飯島町 (事業者: 内堀醸造株式会社)



総事業費
3,360 百万円
ふるさと融資
500 百万円
新規雇用者
11 人
貸付団体
飯島町

大規模園芸ハウスを設置し、ブランド農産物を周年生産

自然光利用型の連棟ハウス整備事業

福井県 小浜市 (事業者: 合同会社北川農園)



総事業費
216 百万円
ふるさと融資
14 百万円
新規雇用者
5 人
貸付団体
小浜市

医療・産業機器用の機能的カバーとなる蛇腹の製造工場を整備

各種蛇腹製造工場建設事業

三重県 伊賀市 (事業者: 株式会社ナベル)



総事業費
770 百万円
ふるさと融資
143 百万円
新規雇用者
20 人
貸付団体
伊賀市

中国四国地方初のがん陽子線治療センターを開設し、先進的な医療を提供

病院増設事業

岡山県 津山市 (事業者: 一般財団法人津山慈風会)



総事業費
5,250 百万円
ふるさと融資
1,050 百万円
新規雇用者
11 人
貸付団体
津山市

多くの民間事業者が、ふるさと融資を活用して事業の積極的展開を行っています。
このほかの事例は財団ホームページをご覧ください。

看護大学を設置し、
地域医療に貢献する看護者を育成

看護大学設置事業

鳥取県 倉吉市 (事業者: 学校法人藤田学院)



総事業費
2,413 百万円
ふるさと融資
250 百万円
新規雇用者
42 人
貸付団体
倉吉市

伝統的な地場特産品である和三盆を
現代に活かして商品開発を展開

菓子製造工場整備事業

香川県 東かがわ市 (事業者: ばいこう堂株式会社)



総事業費
700 百万円
ふるさと融資
200 百万円
新規雇用者
5 人
貸付団体
東かがわ市

新幹線開業を機に、行政と連携し、
鹿児島の表玄関としての都市基盤を整備

オフィス・バスターミナル等複合施設整備事業

鹿児島県 鹿児島市 (事業者: 南国殖産株式会社)



総事業費
1,058 百万円
ふるさと融資
201 百万円
新規雇用者
250 人
貸付団体
鹿児島県

恵まれた観光資源を活用し、地域を代表
するスパリゾート宿泊施設を整備

リゾートホテル事業

沖縄県 本部町 (事業者: オリオンビール株式会社)



総事業費
9,663 百万円
ふるさと融資
1,000 百万円
新規雇用者
200 人
貸付団体
沖縄県

案内図



最寄駅

東京メトロ有楽町線	壱町駅	4 番出口直結
東京メトロ半蔵門線	半蔵門駅	5 番出口徒歩 7 分
JR 中央・総武線	四ッ谷駅	壱町出口徒歩 9 分



一般財団法人
地域総合整備財団〈ふるさと財団〉
Japan Foundation For Regional Vitalization

〒102-0083 東京都千代田区壱町4丁目8-1
壱町クリスタルシティ東館 12 階
URL <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

ふるさと融資に関するお問い合わせ先

● 制度に関すること
融資部 企画調整課
TEL 03 (3263) 5586 / FAX 03 (3263) 5732

● 貸付実行・償還等に関すること
融資部 調査・管理課
TEL 03 (3263) 5737 / FAX 03 (3263) 5732

